

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

平成6年12月26日

衛食第214号

各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部（局）長宛

厚生省生活衛生局食品保健課長通知

食品、添加物の規格基準（昭和34年12月厚生省告示第370号）の一部が平成6年12月26日厚生省告示第392号をもって改正され、その運用については、平成6年12月26日衛食第212号をもって厚生省生活衛生局長から、各都道府県知事、政令市長及び特別区長あて通知されたところであるが、更に下記の点に留意の上、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

記

1 泉源の衛生管理

原水は、汚染を防止するため、泉源地及び採水地点の環境保全を含め、その衛生確保には十分配慮するよう必要に応じ指導されたい。環境汚染の指標として、界面活性剤、フェノール類、農薬、PCB類、鉱油、多環芳香族炭化水素が挙げられる。これらが検出された場合には、汚染の原因を解明し、検出されないもののみをミネラルウォーター類の原水として使用するよう指導されたい。

なお、指導に当たり疑義が生じた場合は、当課と協議されたいこと。

2 高濃度にフッ素を含有するミネラルウォーター類について

0.8mg/Lを超えるフッ素を含有する原水を用いて製造されたミネラルウォーター類にあつては、「7歳未満の乳幼児は、このミネラルウォーターの飲用を控えてください。（フッ素濃度〇mg/L）」の旨の表示をするよう指導されたい。

なお、この場合の指導に当たっては、事前に当課と協議されたいこと。